

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、財産の取得（追認）（１）について臨時に代理したので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

令和６年９月２６日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

財産の取得について（追認）（１）

市立学校における学習指導用の下記の財産の取得について、追認を求める。

記

- 1 契約の相手方 宇部市港町一丁目１２番４号
山口教科図書販売株式会社
代表取締役 伊 藤 正 隆
上記代理人 下関市東大和町一丁目１番４７号
山口教科図書販売株式会社下関営業所
所長 山 根 由 香 里
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 72,642,376円
- 4 契 約 日 令和２年４月１日

別表

区分	数量	金額
小学校教師用教科書	5,200冊	2,008,296円
小学校教師用指導書	6,184冊	70,634,080円
合計		72,642,376円

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、財産の取得（追認）（２）について臨時に代理したので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

令和６年９月２６日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

財産の取得について（追認）（２）

市立学校における学習指導用の下記の財産の取得について、追認を求める。

記

- 1 契約の相手方 宇部市港町一丁目１２番４号
山口教科図書販売株式会社
代表取締役 伊 藤 正 隆
上記代理人 下関市東大和町一丁目１番４７号
山口教科図書販売株式会社下関営業所
所長 山 根 由 香 里
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 ２１,３７０,３３５円
- 4 契 約 日 令和３年４月１日

別表

区分	数量	金額
中学校教師用教科書	１,２２９冊	６１３,３３５円
中学校教師用指導書	９８０冊	２０,７５７,０００円
合計		２１,３７０,３３５円

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、財産の取得（追認）（3）について臨時に代理したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月26日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

財産の取得について（追認）（３）

市立学校における学習指導用の下記の財産の取得について、追認を求める。

記

- 1 契約の相手方 宇部市港町一丁目１２番４号
山口教科図書販売株式会社
代表取締役 伊 藤 正 隆
上記代理人 下関市東大和町一丁目１番４７号
山口教科図書販売株式会社下関営業所
所長 山 根 由 香 里
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 ７７,７５６,３６５円
- 4 契 約 日 令和６年４月１日

別表

区分	数量	金額
小学校教師用教科書	５,４５２冊	２,０５７,５５５円
小学校教師用指導書	４,７７８冊	７５,６９８,８１０円
合計		７７,７５６,３６５円

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、財産の取得（追認）（4）について臨時に代理したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月26日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

財産の取得について（追認）（４）

市立学校における学習指導用の下記の財産の取得について、追認を求める。

記

- 1 契約の相手方 下関市豊北町大字滝部 8 4 4 番地 1 6
西島書店
店主 西 島 浩 明
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 2 3 , 9 8 4 , 4 3 9 円
- 4 契 約 日 令和 6 年 4 月 1 日

別表

区分	数量	金額
小学校教師用教科書	1, 2 6 3 冊	4 7 9, 3 0 9 円
小学校教師用指導書	1, 1 6 6 冊	2 3, 5 0 5, 1 3 0 円
合計		2 3, 9 8 4, 4 3 9 円

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、財産の取得（追認）（５）について臨時に代理したので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

令和６年９月２６日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

財産の取得について（追認）（５）

市立学校における学習指導用の下記の財産の取得について、追認を求める。

記

- 1 契約の相手方 下関市小月本町一丁目１番１３号
有限会社林雑貨店
代表取締役 林 浩 二
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 ２１,４０２,３９０円
- 4 契 約 日 令和６年４月１日

別表

区分	数量	金額
小学校教師用教科書	１,２６７冊	４７７,２００円
小学校教師用指導書	１,１２７冊	２０,９２５,１９０円
合計		２１,４０２,３９０円

教師用教科書及び指導書の取得（追認）について

1 経緯

他市が、小学校教師用の教科書と指導書の購入について、市議会の議決を経ずに契約していた旨の発表を行ったことを受け、本市においても調査したところ、同様の事案が5件あったことが判明した。

	年度	取得価格	内訳
議案第171号	令和2年度	72,642,376円	(小学校教師用教科書5,200冊、同指導書6,184冊)
議案第172号	令和3年度	21,370,335円	(中学校教師用教科書1,229冊、同指導書 980冊)
議案第173号	令和6年度	77,756,365円	(小学校教師用教科書5,452冊、同指導書4,778冊)
議案第174号		23,984,439円	(小学校教師用教科書1,263冊、同指導書1,166冊)
議案第175号		21,402,390円	(小学校教師用教科書1,267冊、同指導書1,127冊)

2 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

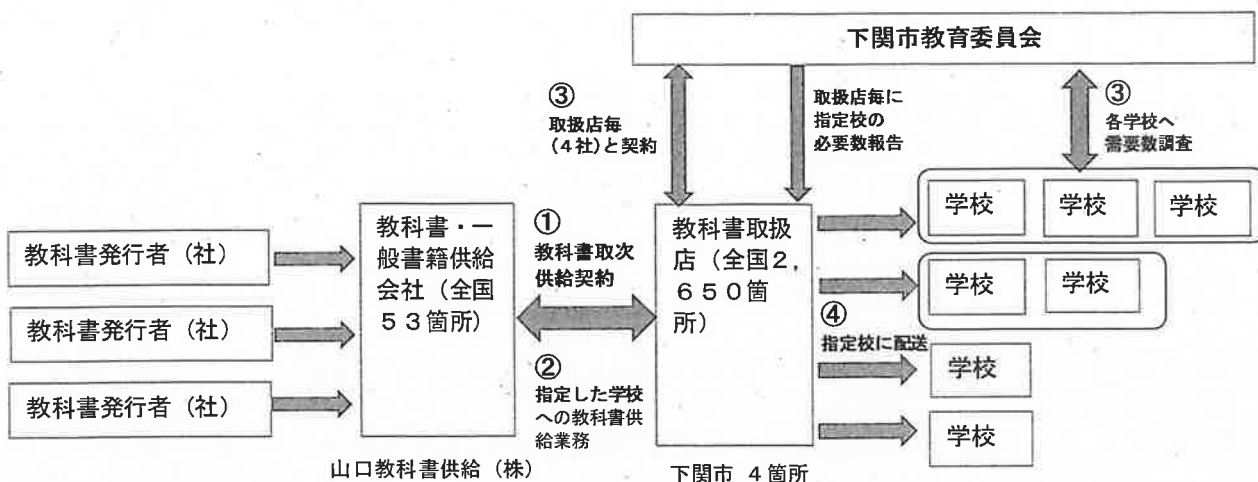
3 事案発生の要因

- ・教師用教科書・指導書は、定例的、また義務的に購入する消耗品であり、納入についても特定の事業者との契約に限られていることなどの特殊性から、一般の事務用品等とは異なる性質のものと認識し、かつ条例に規定する動産は備品に該当するものであると誤った認識を有していたことが要因。

- ・教科書採択は4年に1回（※）であり、確認可能な平成27年度以降において、令和元年度までは小・中学校の教師用教科書・指導書の購入に係る契約額は、1件あたり2,000万円以上にはならなかったが、令和2年度以降において、GIGAスクール構想の推進を背景にデジタル教科書等のデジタル教材が指導書に含まれる等による単価の増額や、教科書取扱店の減少（平成27年は7社であり、令和2年度は4社）により1社あたりの契約額が増額となった結果、金額が2,000万円以上となる契約が発生することになったものの、上記の誤った認識により議会の議決を経ずに購入していたもの。

※教科書採択は原則4年に1回であるが、学習指導要領の改訂に合わせて文部科学省の教科書検定が行われたため、平成27年度購入の小学校教科書及び平成28年度購入の中学校教科書は、それぞれ5年間使用している。よって、次期の小学校教科書・指導書の購入は令和2年度、中学校教科書・指導書の購入は令和3年度となった。

4 取扱店選定と契約の流れ



- ① 山口教科書供給株式会社が、各教科書取扱店（以下「取扱店」）の財務状況等を調査の上、有識者等を含む選定委員会を開催して取扱店を選定
- ② 山口教科書供給株式会社と取扱店が、取り扱う学校数や納入先となる学校を決定
- ③ 教育委員会は、各学校の教師用教科書・指導書の需要冊数等を調査し、山口教科書供給株式会社が指定する取扱店（４社）と契約
- ④ 取扱店（４社）は、各学校に教師用教科書・指導書を納入

5 再発防止策

- ・教科書が採択される年度において予算措置を行い、議決の必要な契約が生じる場合は当該年度に議決を経る手続きの徹底
- ・業務手順書へ留意事項として明示するとともに担当者変更の際の確実な引継ぎ
- ・教育委員会職員の法令等の理解と適正な事務処理の徹底
- ・調査に基づく全庁的な啓発、研修等による周知徹底